

所長	副所長	総務課長	環境部長	技監兼 廃棄物課長	課員
----	-----	------	------	--------------	----

## 復 命 書

平成22年11月11日

東部健康福祉センター所長 様

職氏名

- 1 用 件 土の採取等計画届出書について（打ち合せ）
- 2 年月日 平成22年11月10日（水） 午後2時～3時30分
- 3 会 場 熱海市中央公民館7F多目的会議室
- 4 参集者 別紙のとおり

### 復 命 事 項

\*熱海市役所建設課長の司会により、熱海市伊豆山赤井谷における  
による盛土工事に対する今後の対応を関係機関出席のもと検討した。

#### 1 会議開催の目的

による不適正な土地造成工事を止める方策を検討するため。

#### 2 議題

##### (1) による熱海市内の施工状況

熱海市まちづくり課から別添資料により問題となっている工事①～⑥の説明。  
廃棄物に関連する工事は、②（赤井谷の土砂埋立）及び③（日金町の建物解体）。

##### (2) 土の採取等計画届出書の経緯

熱海市建設課から別添資料により届出の経緯について説明。

##### (3) 伊豆山赤井谷において実施されている盛土工事（届出事業）に対する協議

①熱海市から以下3点について問題が生じているとの説明。

ア 土採取等届出を受付したが、工事内容（期間、方法等）を手続きしないまま

⑤河川管理他<熱海土木>

- ・河川法29条に規定される条例が制定されていないので、同法による指導は難しい。
- ・河川改修指示については、工事着手前に土木サイドで事業者へ指導することは難しい。
- ・土砂災害防止法による指導は、当該地が区域指定されていないため不可能。
- ・土採取条例による指導については、本課と協議する。

⑥その他

- ・市として弁護士相談をかけたかどうか。
- ・廃棄物関係で警察に入ってもらえることはできないか。  
→ (廃棄物課) 警察には相談している [REDACTED]

3 結果

熱海市及び県（東部農林、熱海土木、東部健康福祉センター）が連名で工事是正を求める行政指導の通知（要請文）を出すこととなった。

それに対し [REDACTED] から質問等あれば、合同で面会し（個別には対応しない）説明することとする。

文書の原案については、熱海市と東部農林とで作成する。

変更している。

イ 既に工区面積が県の林地開発許可が必要となる1haを超えている。

(1haを超えているかについては、測量されていないので未確定)

ウ 現地( [redacted] 所有地内)に熱海市水道の中継用受水層があり、市が行政命令を出すと [redacted] がその使用停止を求めてくる可能性がある。

②熱海市建設課から [redacted] から次の点について照会を受け回答をもとめられている旨の説明。

ア 現在の埋立を完了(部分若しくは全部)をさせた上で、別企業による新たな1haの許可を得ることはできないのか。

イ 埋立地から桃山に通ずる幅10mの道路整備と、それに伴い土砂搬入をすることができないか。

\*これらの要望については、上記①の問題などを踏まえ、熱海市としては拒否していきたいが、本日の会議参加機関で法的な方策がないか検討協議したい。今回の要望を飲むと赤井谷以外でも土砂搬入の候補地が考えられ、それらをストップすることも不可能になる。

③廃棄物関係<廃棄物課>

当該地に木くず、瓦くず、コンクリートがら等の廃棄物が搬入され、それは廃棄物処理法違反に該当する。

また、9月に [redacted] に対し、廃棄物撤去の指導票を交付したことを説明。

廃棄物課としてはこれらの廃棄物処理がなされない限り、新たな残土の搬入はしてもらいたくないこともあわせて説明。

ただ、10月に発見された木くずについては、搬入者(廃棄物処理法上の排出事業者)が特定できず指導に苦慮している。

また、廃棄物の存否については掘削の必要があるが、水道本管の損傷が懸念される。→市温泉水道課から現地の形状が変化しており、正確な位置は不明であるとのこと。

④林地開発<東部農林>

上記①イについて

原則は1haを超える部分については現状復旧をすることが必要。

現状復旧については、施主でなく工事の実施者に出すことになる。

それが実行されれば1haを超える林地開発の許可を検討できるが、

事業者が下流河川(逢初川)の降雨確率1/1を確保する必要があるため、実質的には直ちに許可を出すことはできない。

上記③アについて

別企業による場合区域面積が通算されるかは、その事業の一体性(流域、時期、行為者)を判断する必要がある。これについては本課に相談しないと回答できない。

土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

議 事 次 第

平成 22 年 11 月 10 日 (水) 午後 2 時  
熱海市中央公民館 7 F 多目的会議室

1 開 会

2 出席者自己紹介

3 議 題:

① 熱海市内の施工状況—— [REDACTED] (説明:まちづくり課)

② 熱海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議

(1) 経過報告及び計画概要の説明 (説明:建設課)

(2) 各部署の意見

(3) 今後の対応方法

(4) その他

工事等と関係あり

工本

2019

費

熱海市役所 建設課 [REDACTED]

TEL : 0557-86-6409

FAX : 0557-86-6429

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

H22.11.5

東部農林事務所

治山課

林地保全係

[Redacted]  
[Redacted]

東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課

[Redacted]  
[Redacted]

熱海土木事務所

工事課

用地管理課

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

熱海市

建設部長

[Redacted]

建設課

[Redacted]

まちづくり課

[Redacted]

観光部

産業振興課長

[Redacted]

市民部

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

上下温泉水道部長

[Redacted]

水道温泉課

[Redacted]

## 土の採取等計画届出書の経緯 (熱海市伊豆山字赤井谷)

### 1) 敷地概要

- ① 所有者: [REDACTED]
- ② 住所: [REDACTED]
- ③ 面積: 35万坪 (取得日:H18.9.21)

### 2) 用途地域、その他の地区

- ① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域
- ② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法
- ③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

### 3) その他 ——『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設——調圧槽、ポンプ場、送水管

### 4) 今までの申請状況——周辺を含む【別図資料参照】

図面掲載以外の計画

- ① H18年——伊豆山鳴沢地区と伊豆山土沢地区を結ぶ道路(幅員10m)
- ② H19年12月——ヘリポート計画 ③ H.20年3月——分譲計画
- ④ レッドデータブックについて

### 5) 土の採取等申請経緯

平成18年9月12日	用地取得
平成19年3月9日	届出書の提出(上流部)【別紙—1】(下流部)
平成19年4月9日	届出書の受理書交付(上流部)——工期 受理日から12月
※ 下流部の土採取条例の届出(H19.5.2 東部農林治山課と協議)	
1. ダム2基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。	
2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)	
平成19年4月12日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成19年4月 日	伐採届け
平成21年3月19日	盛土の開始(電話連絡)
平成21年6月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成21年11月4日	熱土、東農、市で合同会議
平成21年11月13日	受理書について指示事項を通知。【別紙—2】 (土採取、伐採届け、風致)
平成21年11月17日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成21年12月9日	受理書の変更、工法、工期:H22.4.8日まで【別紙—3】
平成22年3月23日	工期の変更、工期:H22.7.8日まで【別紙—4】
平成22年7月	8月10日完成予定([REDACTED]、[REDACTED]ら口答で確認)
平成22年8月	盛土土砂に混廃材を使用
平成22年9月9日	[REDACTED]に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成22年9月17日	土採取条例8条第1項の届出について(要請)【別紙—5】
平成22年10月8日	土砂搬入の中止要請【別紙—6】

6) 現場の状況(写真参照)

- ① 区域面積が1.0haより多くなっていると予想される。
- ② 現在の土砂の法切断面は、硬化剤を使用した段より4.0mより上に築造
- ③ 現在の土砂の法切断面は、混廃材を使用している。
- ④ 届出の図面と大幅な変更あり。
- ⑤ 工事中道路に廃材を引きつめている。
- ⑥ 上からミズ道の箇所が崩れている。

7) [REDACTED]、[REDACTED]からの提案(H22.11.4)

- ① 現在の埋立区域の半分を部分完了させ、新たに1haの許可が得られないか。  
(申請者が別企業)
- ② 現在の許可を完了させると同時に、他の場所に新たに1haの許可が得られないか。
- ③ 現在の埋め立て部を起点として、桃山に抜ける幅員10mの道路の新設と併用して土の搬入が出来ないか。

8) 協議事項

- ① 届出工事期間が過ぎても、土砂を入れ続けた場合の対応。  
——法面を安定させるために土砂搬入。廃材撤去して法面を作るための土砂搬入  
1ha 届出の場合

② 7) ①の提案について。

③ 7) ②の提案について。

④ 7) ③の提案について。

作成年月日:平成22年11月10日 [REDACTED]

## 資料目次

1. 土の採取等計画届出書(上流部)受理書(H19. 4. 9) ————P 1
2. 受理書について指示事項を通知(H21. 11. 13) ————P 2
3. 土の採取等変更計画届出書 (H21. 12. 9) ————P 3  
受理書 (H21. 12. 10)
4. 土の採取等変更計画届出書(工期変更)(H22. 3. 23) ————P 4
5. 土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請) ————P 5  
(H22. 9. 17)
6. 土砂搬入の中止要請(H22. 10. 8) ————P 6
7. 現場写真 ————P 7



受 理 書

熱建設第 20<sup>A</sup> 号  
平成19年 4月 9日

様

受理者 熱海市長 齊藤 栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第3条第1項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷 の一部  
区域面積 9,446㎡

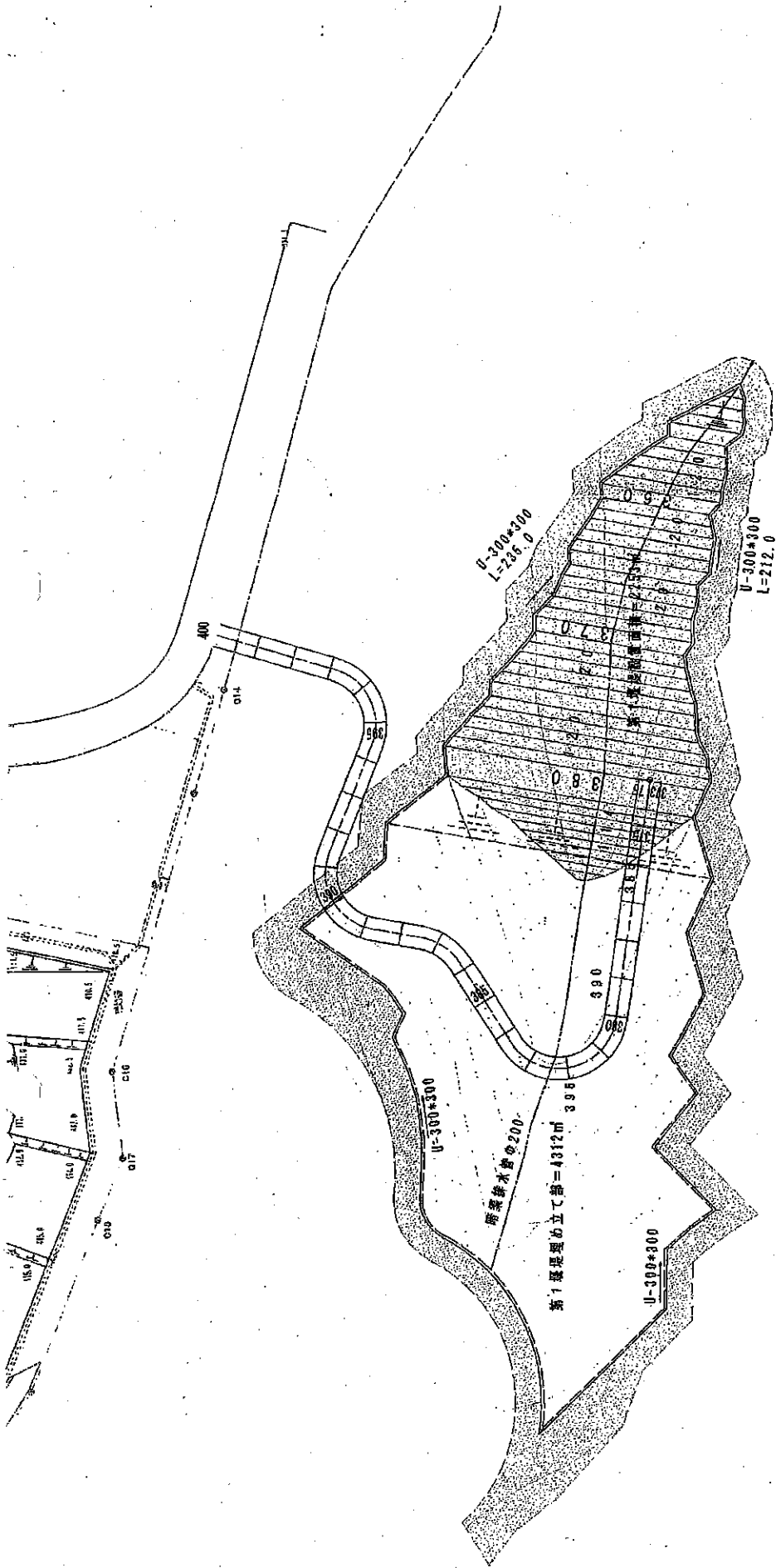
2. 受付年月日

平成19年 3月 9日

3. 附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。



熱 建 建 第571号  
平成21年11月13日

様

熱 海 市 長 齊 藤 栄

熱海市伊豆山宇赤井谷における土の採取等について（通知）

平成19年4月9日付け熱建設第208号で受理した土の採取等について、下記事項を守られるよう通知します。

記

1. 指示事項

- ①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。
- ②附帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。
- ③土採取行為面積を確定すること。

2. 提出期限

平成21年11月30日

3. 提出先

熱海市建設部建設課

住所 〒413-8550 熱海市中央町1番1号

電話 0557-86-6405・6409

※ 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ませんので、念のため申し添えます。

熱建建第623-2号

平成21年12月10日

様

熱海市長 齊藤 栄

受 理 書

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規則条例第4条第1の規定による届出書を次のとおり受理したので通知する。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷

2. 受理年月日

平成21年12月10日

3. 受理番号

第 909 号

様式第2号(第3条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)  
(一部改正 [平成6年規則5号・12年46号])

土の採取等変更届出書

平成21年12月9日

熱海市長 齊藤 栄 様

届出者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

(電話番号 [REDACTED])

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

第4条第1項  
静岡県土採取等規制条例  
第4条第2項  
の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成19年4月9日熱建設第208号



2 変更の内容

変更前		変更後
① 工法	口77310	土堰堤
② 面積	9,440.00m <sup>2</sup>	9,645.89m <sup>2</sup>
③ 工期	H19.4.9~H20.4.8	H19.4.9~H22.4.8
④ 現場責任者	[REDACTED]	[REDACTED]

変更前	変更後

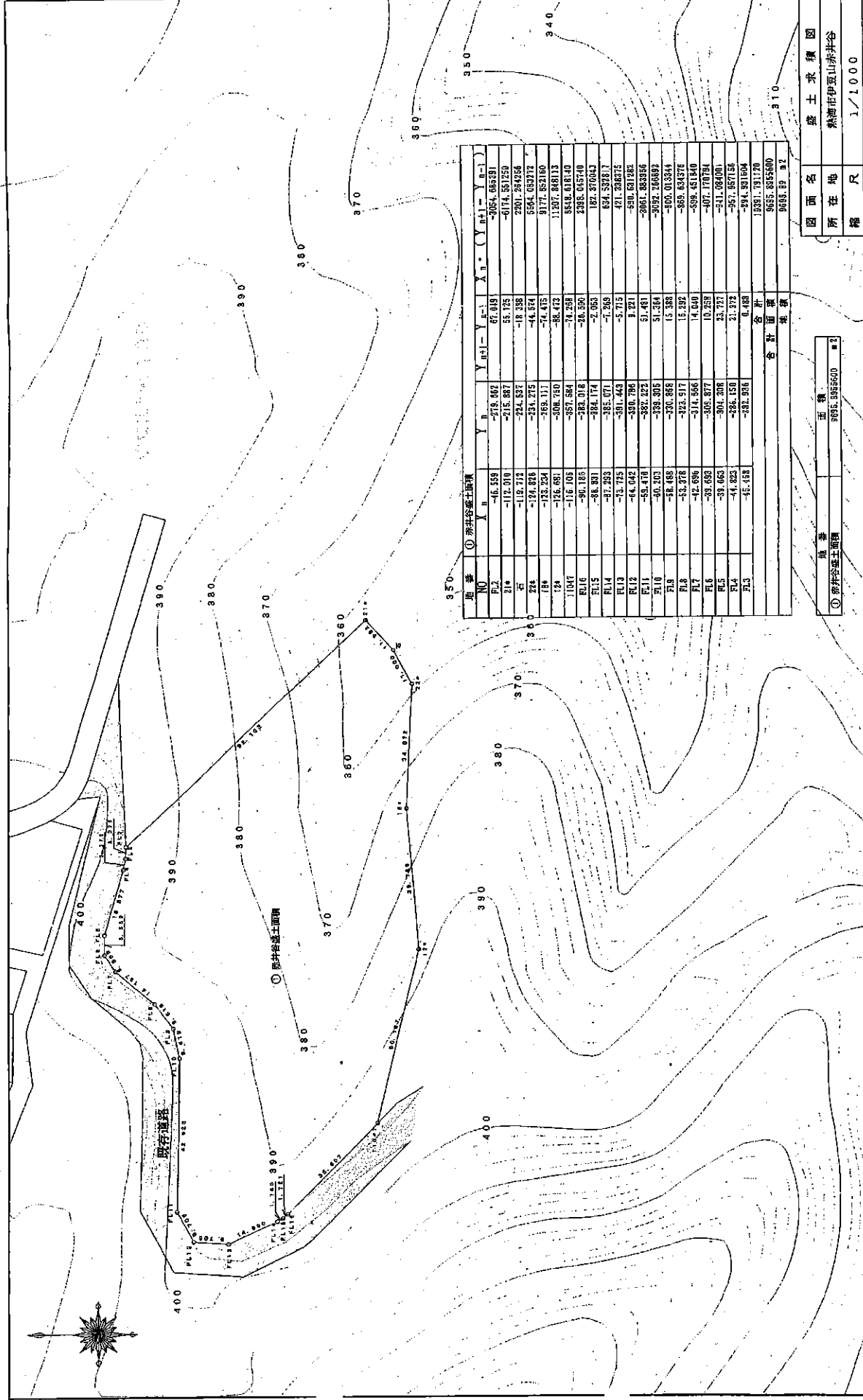
3 変更の理由

変更前の計画では、ロケット工法により土留を予定であったが、  
現地の石の量では足らず工法の変更を計るため。

工法変更の為工期及び現場責任者も合わせて変更する。

4 変更の年月日

年 月 日



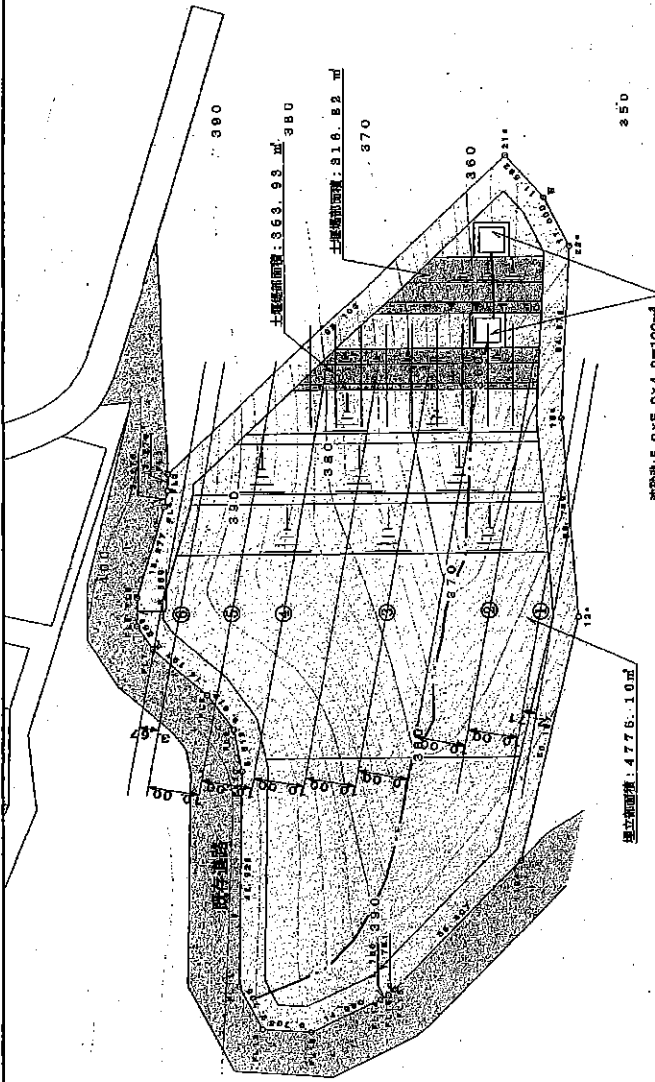
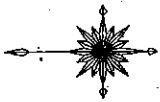
赤井谷盛土求積図 縮尺1:1000

① 赤井谷盛土面積

NO	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	X <sub>n+1}</sub>	Y <sub>n+1}</sub>	X <sub>n</sub> × Y <sub>n+1}</sub>	Y <sub>n</sub> × X <sub>n+1}</sub>
P1*	-46.359	-219.962	67.019	-206.65520	-9584.65520	-9584.65520
P2*	-112.010	-216.887	55.125	-207.81250	-23178.35125	-23178.35125
右	-112.010	-224.537	-18.398	-220.24450	2501.24450	2501.24450
22*	-124.828	-231.215	-44.574	-225.63710	2804.03710	2804.03710
23*	-125.224	-232.117	-74.415	-227.62100	2817.62100	2817.62100
24*	-126.881	-232.760	-88.473	-228.88113	2848.88113	2848.88113
104†	-116.008	-237.584	-74.238	-232.37043	2698.65740	2698.65740
P16	-90.185	-232.018	-20.590	-232.37043	2098.65740	2098.65740
P15	-88.931	-234.174	-2.953	-232.37043	2064.32817	2064.32817
P14	-87.933	-235.071	-7.263	-232.37043	2032.32817	2032.32817
P13	-73.735	-231.443	-5.715	-232.37043	1700.53193	1700.53193
P12	-64.042	-230.796	3.221	-232.37043	1481.82956	1481.82956
P11	-53.718	-232.222	31.491	-232.37043	1248.82956	1248.82956
P10	-40.201	-229.305	57.364	-232.37043	938.82956	938.82956
P9	-38.488	-230.898	15.388	-232.37043	898.82956	898.82956
P8	-33.378	-223.517	12.292	-232.37043	770.82956	770.82956
P7	-42.696	-214.566	14.649	-232.37043	988.82956	988.82956
P6	-39.693	-205.877	10.259	-232.37043	918.82956	918.82956
P5	-39.663	-204.208	23.727	-232.37043	918.82956	918.82956
P4	-44.823	-208.150	21.372	-232.37043	1038.82956	1038.82956
P3	-45.668	-232.926	0.088	-232.37043	1061.82956	1061.82956
合計					3655.82956	3655.82956
① 赤井谷盛土面積					9656.395600	9656.395600

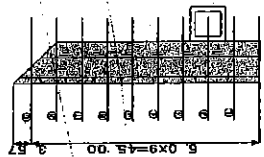
盛土求積図

図面名	盛土求積図
所在地	横浜市伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	



⑥	伊豆山赤井谷盛土計画面積=497.50m <sup>2</sup>
⑤	366.88m×20.0m=7315.20m <sup>2</sup>
④	370
③	466.48m×20.0m=9329.8m <sup>2</sup>
②	370.98m×20.0m=7418.6m <sup>2</sup>
①	487.26m×20.0m=9745.2m <sup>2</sup>
合計	170.35m×2.71m=461.64m <sup>2</sup>
合計	94766.75m <sup>2</sup>

①	8.30m×3.3m=27.39m <sup>2</sup>
②	36.78m×5.0m=183.6m <sup>2</sup>
③	45.00m×5.0m=225.0m <sup>2</sup>
④	45.00m×5.0m=225.0m <sup>2</sup>
⑤	27.38m×5.0m=136.9m <sup>2</sup>
⑥	25.78m×10.0m=257.8m <sup>2</sup>
合計	1065.18m <sup>2</sup>



①	4.50m×3.57m=16.06m <sup>2</sup>
②	18.42m×5.0m=92.10m <sup>2</sup>
③	18.71m×5.0m=93.55m <sup>2</sup>
④	21.00m×5.0m=105.00m <sup>2</sup>
⑤	21.00m×10.0m=210.00m <sup>2</sup>
⑥	18.88m×5.0m=94.40m <sup>2</sup>
⑦	18.88m×5.0m=94.40m <sup>2</sup>
⑧	12.01m×5.0m=60.05m <sup>2</sup>
⑨	12.20m×5.0m=61.00m <sup>2</sup>
合計	618.40m <sup>2</sup>

土量換算

$1065.18m^2 + 818.40m^2 + 94766.75m^2$   
 $= 36620.34m^2$

盛土面積

$4776.10 + 363.93 + 316.82$   
 $= 5456.85m^2$

圖面名	赤井谷盛土計画平面図
所在地	静岡県伊豆山赤井谷
縮尺	1/1000
作成年月日	
作成者	

赤井谷盛土計画平面図 縮尺 1:1000



様式第2号(第3条関係)(用紙 日本工業規格 A4 縦型)  
(一部改正 [平成6年規則5号・12年46号])

土の採取等変更届出書

平成22年3月23日

熱海市長 齊藤 栄 様

届出者	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

(電話番号 [Redacted])

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

第4条第1項  
静岡県土採取等規制条例  
第4条第2項  
の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

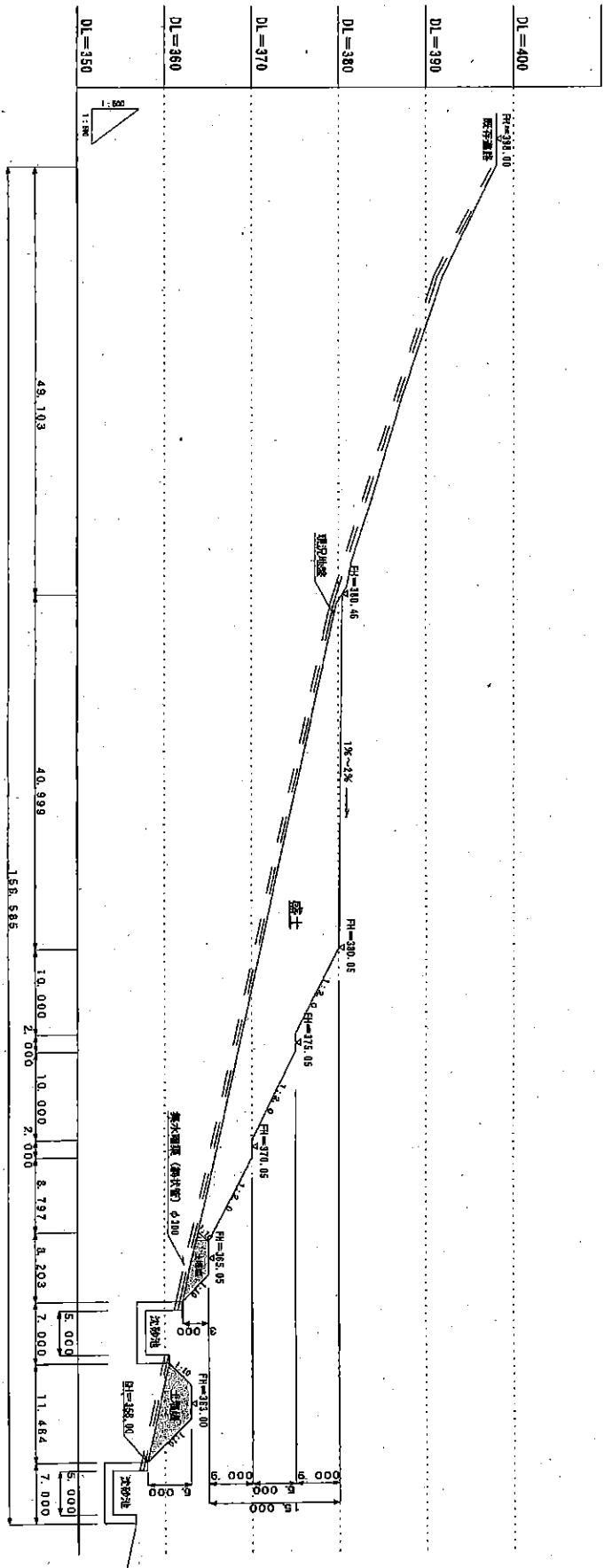
平成21年12月10日熱建建第623-2号



2 変更の内容

変更前	変更後
工期 平成22年2月8日まで	工期 平成22年4月8日～平成22年7月8日まで

土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500



断面名	土堰堤、盛土計画断面図
所在地	熱海市伊豆山赤井谷
縮尺	1/500
作成年月日	
作成者	

熱建建第 号

平成 22 年 9 月 15 日

様

熱海市長 齊藤 栄

静岡県土採取等規制条例第 8 条第 1 項の届出について (要請)

平成 22 年 3 月 23 日付け熱建建第 105-2 号で受理しました「静岡県土採取等規則条例第 4 条第 1 項の規定による届出書」について土の採取等を行う期間が、平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日までとなっており、完成に向けて事務協議を行い、「8 月 10 日までに完成させ検査を受ける予定である。」とのことでしたが、完了届けが提出されておられません。

この土採取箇所は初逢川の上流にあたり、土砂崩壊が発生すると初逢川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、土砂の搬入をしないよう要請します。また、完了届けを提出して検査を受けるよう要望します。

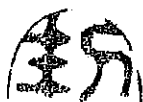
記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷

2. 工事期間

平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日



熱建建第 388 号

平成 22 年 10 月 8 日

様

熱海市長 齊藤 栄

静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について  
(土砂搬入の中止要請)

平成 22 年 9 月 17 日付け熱建建第 352 号で発送した要請文において、伊豆山赤井谷で貴殿が静岡県土採取等規制条例により実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完成届けの提出」を要請しております。

しかしながら、要請を無視して残土の搬入が行なわれており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、即刻土砂の搬入中止を要請します。

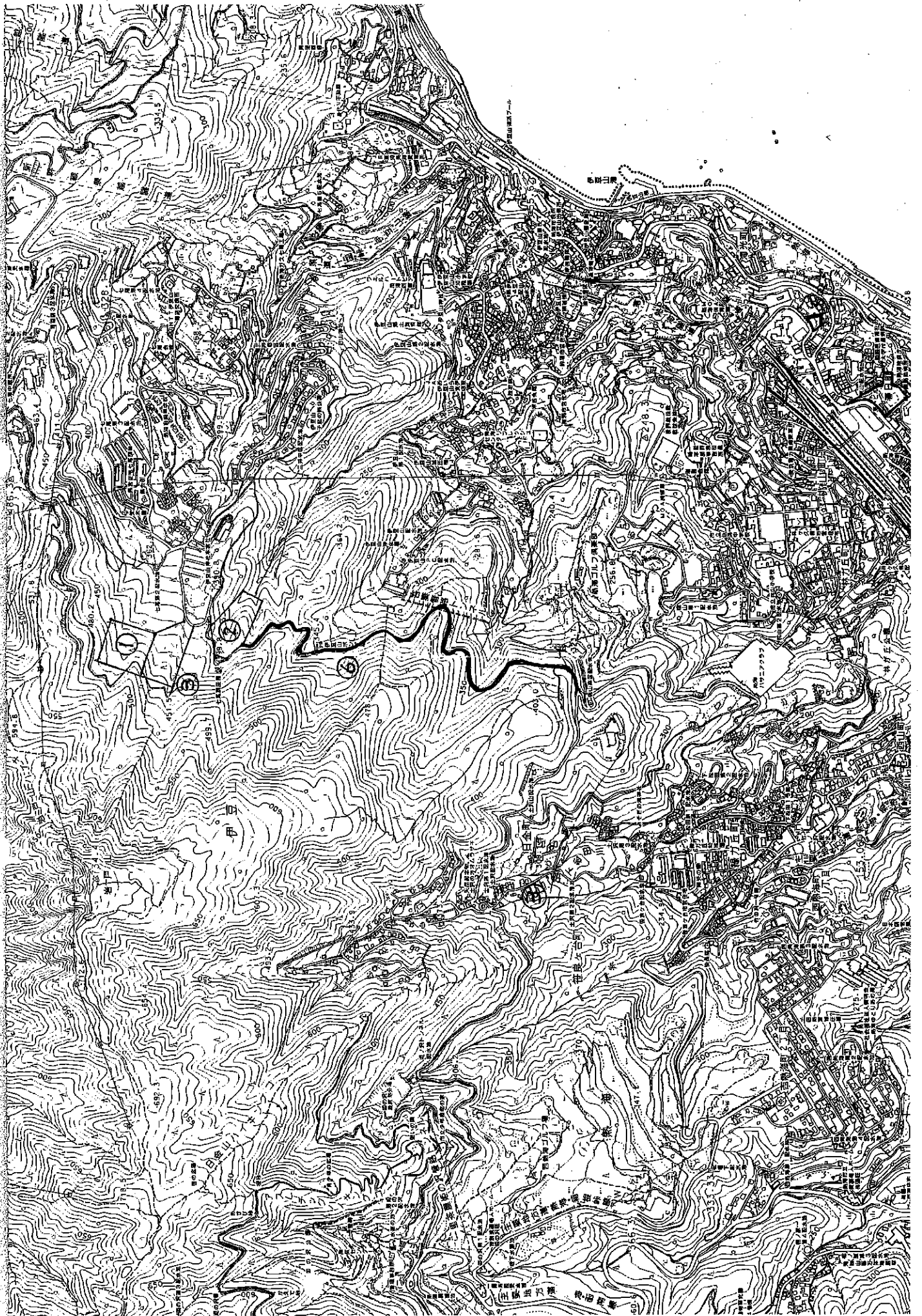
記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷

2. 工事期間

平成 22 年 4 月 8 日～平成 22 年 7 月 8 日



## 資料

平成 22 年 11 月 10 日  
熱海市まちづくり課

### 【関係】

本資料は、9月9日（火）小田原の[ ]において、[ ]の[ ]と以下の事項について協議を行った内容に、その後、現在までの状況を加えたものである。

（登場する工事関係者 [ ]  
[ ]

#### ① 伊豆山七尾D工区の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成が中断したままのD工区については再開の目処がたたない。8月に敷地の造成工事を行うとの名目で土砂の搬入が行われたが、9月に入り作業は終了した。（この造成は[ ]・[ ]が行った。）

（D工区の土地所有者は[ ]だが、実質は[ ]。）

H20から[ ]

#### ② 伊豆山赤井谷の土砂の埋立関係（土採取条例による土砂の埋立）

赤井谷への土砂の搬入は[ ]の指示の下、[ ]が行っている。自分は関与していない。盛土法面整形を終えて、その後に完了検査を受ける予定である。9月9日時点では赤井谷への土砂の搬入は行われていなかった。しかし、[ ]の指示によってD工区に搬入できなくなったことから、[ ]・[ ]が赤井谷に土砂の搬入を行うことになった。その後、木くず・産業廃棄物の類の搬入が発覚したため、10月20日頃から現在迄は搬入をやめさせている。

（赤井谷の土地所有者は、[ ]）

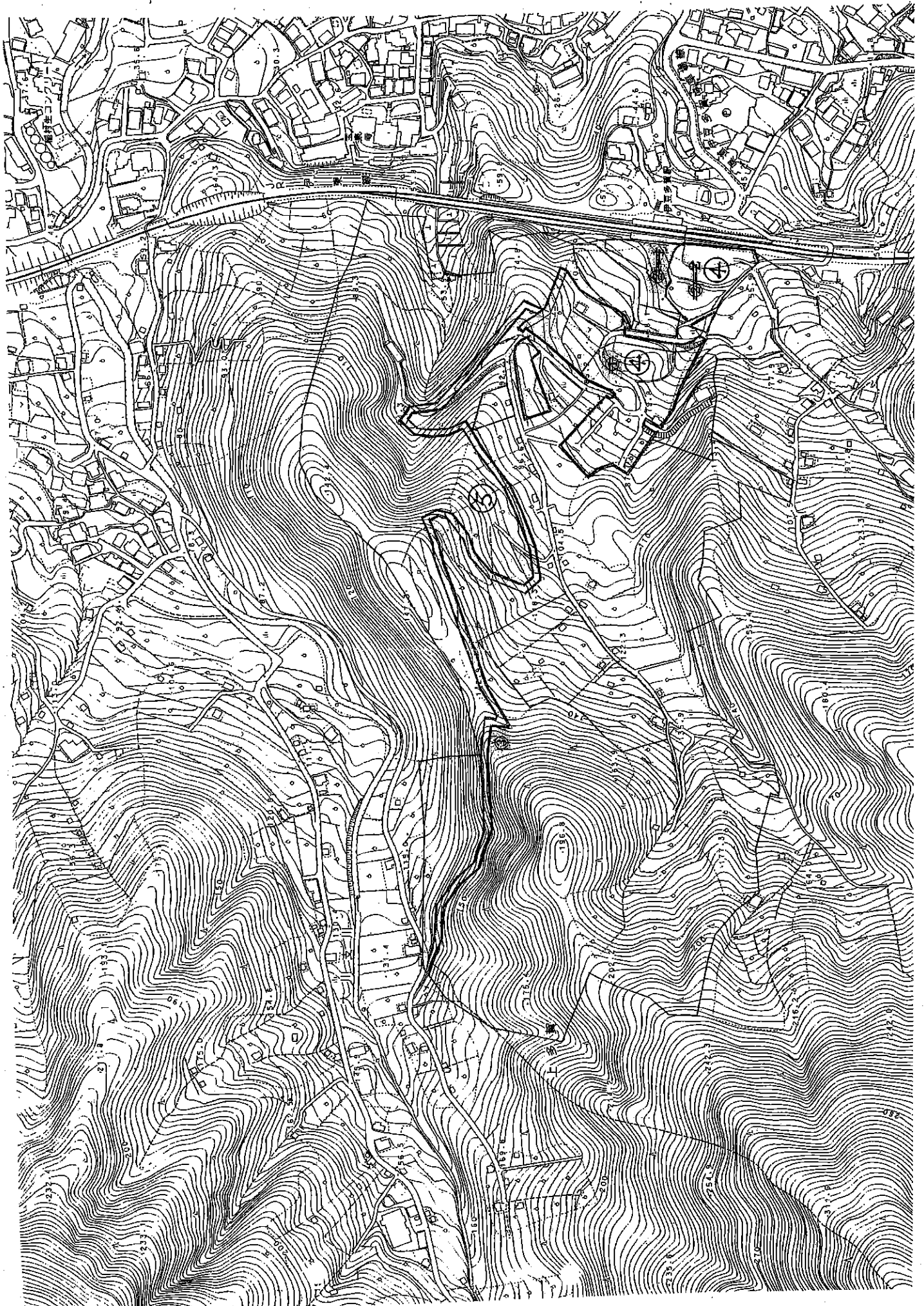
H20から[ ]

#### ③ 日金町の建物解体に伴うコンクリート殻の関係（建物の解体）

日金町の解体現場から伊豆山七尾に運搬、同所において機械により粉砕し舗装の路盤材に流用する計画に変わりはないが、資金不足のため中断。日金町の現場について、コンクリート殻を安全に配慮した置き方にするとともに、隣地へ迷惑をかけないよう敷地の管理を行うことを指示した。

しかし、その後も適切な管理がおこなわれていない。

（土地の所有者は、[ ]、実質は[ ]）



④ 上多賀駅裏の開発関係（都市計画法による開発行為）

宅地造成は中断したままである。9月時点で上多賀の土地はすべて売却する予定である。その後、一部の土地において名義が変更されたことを確認している。開発事業の地位承継は行われていない。

⑤ 上多賀駅裏の道路工事関係（道路法に準ずる自主工事）

現在、道路工事が行われているが、この工事には現在[ ]は関与していない。申請は[ ]のまま、[ ]の指示の下、[ ]が行っている。この土地についても売却する予定で、名義の変更が予想される。工事はそのまま継続されると思われるとのことであったが、11月の現在、中断している模様である。

（現在の土地の所有権者は[ ]だが、④と同様に名義が替わることが予想される。）

11.12～

⑥ 伊豆山赤井谷地内における道路計画

11月4日（木）、[ ]が来庁した際に、現在土砂の搬入を行っている赤井谷を起点に、桃山方面へ幅員10mの道路を新設し、併せて土砂の搬入を行いたいとの申し出があった。

許可の有無について後日回答する予定である。

以上



↓  
以下参考

赤井谷残土処分場今後の方針について（会議説明事項）

2010. 11. 10

1 廃棄物の処理について

① 木くずの処理について

<現状>

- ・10月20日に試掘の結果木くずの発見 現在積み上げてある  
篩いをかけ処理するとの[ ]の言あり
- ・その隣の崩落部に木くずが見受けられた
- ・[ ]、[ ]がひろったとの木くずは不明 [ ]（対し指導票交付済み）

<方針>

- ・10月20日分については先方の言どおり処理させる
- ・その他の疑いについて更に広範囲で掘削をさせるか。  
土砂崩落の危険性との兼ね合い  
熱海市水道本管の位置との兼ね合い
- ・原因者について、[ ]、[ ]、[ ]の説明に食い違い。  
→土採取の届出者である[ ]に対し改善勧告を行う  
（法的な命令の前段階の文書指導）

② がれきの処理について

<現状>

- ・10月7日粒度の揃っていないがれき、瓦くず、少量の廃プラスチック等が搬入され、  
8日には現場侵入路に敷きつめられた。  
運搬は[ ]
- ・10月25日の[ ]の調査により、ほぼ[ ]からの搬出物であることを確認。
- ・11月8日の[ ]の調査により、[ ]からの搬出物であり、それを指示した  
のは[ ]であることを聴取。

<方針>

- ・[ ]に面会、<sup>搬入</sup>指示の有無を確認して、撤去指導を行う。

③ その他（関連事項）

- ・現場から近い[ ]家屋解体現場（[ ]）にて、  
野焼きが行われ、熱海署が調査中。 11/5  
また、当該地の廃棄物（木くず等）が適正に処理されるか監視中。  
解体届の内容について土木事務所に照会した。

### 3 廃棄物課の基本方針について

廃棄物課としては、廃棄物撤去が完了してから今後の作業（残土の搬入等）を進めることを指示する。

#### <検討を要する事項>

- ・ 誰に指示？・・・[REDACTED] に対し行う
- ・ 廃棄物撤去作業が防災工事や、防災上の支障を出さないかが心配される。
- ・ [REDACTED] 側は、撤去費用の捻出のため、残土搬入を認めると主張する可能性あり。

### 4 （廃棄物課として）各機関の方針確認項目

- ・ 現在の施工実施者についてどのように把握しているのか、誰を窓口若しくは指導の対象としているのか
- ・ 今後の各機関の対応方針
- ・ 今後の各機関の監視方針
- ・ 残土処分行為についての、指導等は誰に対し行うのか